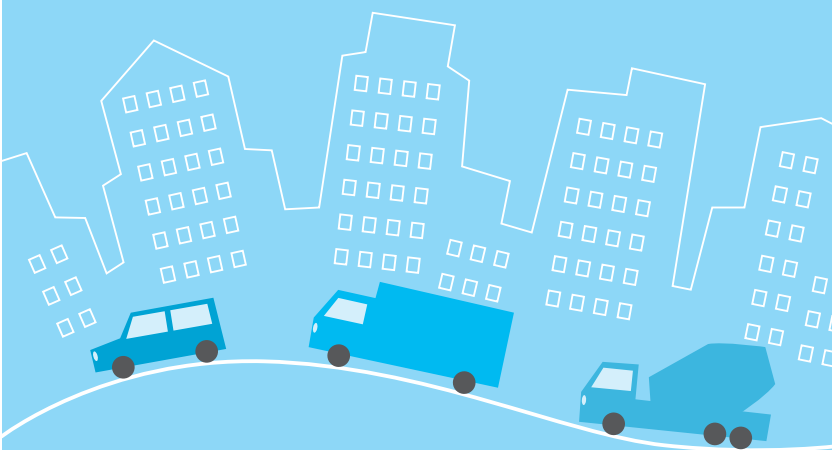


損保ジャパンのサービスと 社外相談窓口



ロードアシスタンス (スーパー安心サポート)

ロードアシスタンスをご利用になる場合には、必ず事前にロードアシスタンス専用デスクにご連絡ください。

ロードアシスタンスの対象となるご契約

ご契約のお車が自家用8車種*で「車両保険(リース車両費用保険特約を含みます。)」を付帯しているご契約	左記以外のご契約
○	×

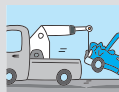
※自家用8車種とは「自家用普通乗用車」、「自家用小型乗用車」、「自家用軽四輪乗用車」、「自家用小型貨物車」、「自家用軽四輪貨物車」、「自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)」、「自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)」、「特種用途自動車(キャンピング車)」のことをいいます。

ロードアシスタンスの内容

ご契約のお車が、事故・故障で自力走行できなくなった場合、ロードアシスタンス専用デスクにお電話ください。JAF*にお取り次ぎし、JAFにてロードアシスタンスを実施します。なお、ロードアシスタンスの費用は、**現場にてお客さまに一時的にお立替え**いただき、後日当社からお客さまに、レッカーけん引や、自力走行回復のための現場での30分程度の緊急修理などの下表記載の費用をお支払いいたします。

※事故・故障の形態等によっては、当社の判断により、他のロードアシスタンス業者にお取り次ぎする場合があります。(事前にご連絡なく、当社がお取り次ぎするロードアシスタンス業者以外を手配された場合、ロードアシスタンス費用のお支払いはできません。)

レッカー (最寄り 搬入先まで)



事故や故障により自力走行が不能な場合に、現場に急行し、最寄りの搬入先までお車をレッカーします。

ロードアシスタンスの対象となるレッカー距離

JAF会員	最長35km※
	事故・故障の現場から35km以内に搬入先がない場合にかぎり、35kmを超える最寄り搬入先までの費用も対象になります。
JAF会員以外	最長30km

※JAF会員の場合、当社が提供しているレッカーサービスにJAFが提供している会員サービスの5kmが加算され、最長35kmとなります。

緊急修理 (30分程度)



故障やトラブルにより自力走行が不能となった場合に現場に急行し、現場にて30分程度で完了する応急修理を行います。

主な事例	バッテリー上がり時のジャンピング (ケーブルをつないでエンジンをスタートさせます。)
	キー閉じこみ時の鍵開け
	パンク時のスペアタイヤ交換
	溝に落輪した場合の引き上げ作業

【ご注意】

- ・自力走行不能とは、「事故・故障で動かない、もしくは道路交通法上運転してはいけない状態」をいいます。
- ・30分程度で対応できないケースについては、作業費用が有料になる場合があります。
- ・イモビライザーキーなどセキュリティ装置付車両では、サービスのご提供ができません場合があります。
- ・クレーン作業等の特殊作業が発生した場合についてはお客さまのご負担となります。

燃料切れ 時の給油



燃料切れで走行不能となった場合に、燃料をお届けします。

最大10リットルまで無料

【ご注意】

- ・1保険年度1回かぎり対象となります。
- ・自宅駐車場および同等と判断できる保管場所での燃料切れは対象となりません。

費用のご精算

■ロードアシスタンス費用は、クレジットカード払または現金払により、お客さまに現場で一時的にお立替えいただきます。

■作業実施後、再度ロードアシスタンス専用デスクにご連絡ください。お立替えいただいた費用をご確認させていただき、後日当社からお支払請求書類をお客さま宛に送付いたします。

■作業終了時お受け取りになる「ロードサービス書(領収書)」は、ご請求の際、必要となりますので必ず保管ください。

※当社所定のクレジットカードでお支払いいただいた場合、ロードアシスタンスの対象となる費用は、当社からカード会社に直接お支払いし、カード会社からのお客さまへの請求を相殺させていただきます。専用デスクではクレジットカード番号、利用金額などをお伺いします。なお、毎月の締切日の関係により、お客さまに一時的にお立替えいただく場合がございます。

(ご注意) 専用デスクにお知らせいただいた内容は、専用デスクを運営している(株)損保ジャパン・ハートフルライン社から当社に伝えられます。

当社所定のクレジットカード

《セゾン》カード、JCB、DC、UC

お客さまがJAF会員の場合

※JAFにてロードアシスタンス実施時にJAF会員証のご提示が必要です。

ロードアシスタンスの対象となる費用(燃料代を除きます。)は、お客さまに現場でお立替えいただく必要がありません。

その費用は、当社からJAFへ直接お支払いします。ただし、35kmを超えるレッカーで最寄りの搬入先より遠方へのレッカー費用はお客さまのご負担となります。

(注1) ロードアシスタンスの対象となる燃料代は、クレジットカード払または現金払により、お客さまに一時的にお立替えいただき、後日当社からお客さまにお支払いします。

(注2) 部品代や消耗品代、および特殊作業等で作業がJAFで完結しない場合の費用は、お客さまのご負担となり、現場でJAFにクレジットカード払または現金払によりお支払いいただきます。

ご利用にあたって(ご注意)

○ロードアシスタンスが必要な場合、必ず事前にロードアシスタンス専用デスクにご連絡ください。

○下記の費用は、ロードアシスタンスの対象となりません。

- ・JAF入会金、年会費
- ・部品代
- ・消耗品代
- ・クレーン作業などの特殊作業費用
- ・パンク修理の作業費用(出勤費などの基本料金はロードアシスタンスの対象です。また、JAF会員の場合は作業費用も対象となります。)
- ・事故、故障以外での点検費用
- ・事故、故障現場以外の場所(警察やレッカー会社に一時的に保管された場所等)からのレッカーけん引費用
- ・故意による、事故や故障時の作業費用

○下記の場合は、ロードアシスタンスの対象となりません。

- ・セキュリティ装置付車両の鍵の開錠(含イモビライザー付)
- ・自宅駐車場および同等と判断できる保管場所での燃料切れ
- ・けん引不可能な構造の車両
- ・最寄りに搬入場所がない場合
- ・大事故、転落など保有する装備で作業が不可能な場合
- ・チェーン脱着作業や積雪による走行困難など故障でない場合
- ・違法改造車、無免許運転、飲酒運転など法律に違反している場合
- ・酒酔い、酒気を帯びた状態もしくは麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転している場合
- ・地震、噴火、津波等天災に起因する場合
- ・戦争、暴動危険、原子力に起因する場合など
- ・一部離島、レッカー車等の立ち入りができない場所など、JAFがサービス提供不可能な地域
- ・レース、ラリーまたはこれらに類似するモータースポーツ等使用方法が通常の自動車走行と異なる場合
- ・雪道、泥道、砂浜などでタイヤがスリップやスタックして単に走行が困難な場合

○車両保険でお支払いの対象となる費用については、保険金でお支払いします。そのため、車両保険でお支払いした場合はノンフリート等級別料率制度における事故の件数にカウントされ、翌年の等級が下がったり、また、等級がすえおきとなることがあります。

○ロードアシスタンスの内容は、ご案内せずに変更となる場合があります。

損保ジャパンのWEBサービス

～交通安全とハッピーなカーライフを願って～



<http://www.sompo-japan.co.jp/>

事故防止倶楽部

法人のお客さまに

企業の自動車事故防止活動をサポートする、お客さま専用のサービスです。
安全運転管理体制チェック「RM診断25」や「WEB危険予測診断」など豊富なメニューをご用意しています。

当社ホームページ「法人のお客さま」コーナーからアクセスしてください。

※ログインはお客さまの自動車保険証券番号を入力してください。

すべてのお客さまに

クルマのあんぜん教室

インターネットで毎日の交通安全を考えるサイトです。

交通安全のための運転適性検査ゲームやアニメーションなどお子さまからベテランドライバーまでだれでもご利用いただけます。

当社ホームページからアクセスしてください。

社外相談窓口

自動車事故のご相談または苦情の受付

自動車保険および自賠責保険の保険金のご請求について、ご不審な点またはご不満な点がある場合には、損保ジャパンの全国営業・サービス網のほか、次のような各種の交通事故相談機関が設置されており、無料でご相談等に応じておりますので、あわせてご利用ください。なお、これらの設置場所および連絡先については、小冊子を用意いたしておりますので、損保ジャパンの全国営業・サービス網にお問い合わせください。

1. 自動車保険請求相談センター

日本損害保険協会が全国48か所に設置しており、自動車保険および自賠責保険の内容、保険金請求手続等について、ご説明、ご相談を行っています。

名称	所在地	電話番号	名称	所在地	電話番号
札幌	札幌市中央区北一条西7-1-2	011(290)1881	四日市	四日市市諏訪栄町1-12	059(353)5946
青森	青森市橋本2-19-3	017(722)1025	大津	大津市梅林1-3-10	077(525)3954
盛岡	盛岡市中央通り2-2-5	019(651)4495	京都	京都市中京区烏丸通錦小路上手洗水町652	075(211)9601
秋田	秋田市山王2-1-43	018(823)5922	大阪	大阪市中央区北浜2-6-26	06(6202)2640
仙台	仙台市青葉区一番町1-3-1	022(223)9222	奈良	奈良市大宮町6-2-19	0742(35)1751
山形	山形市香澄町3-1-7	023(633)0589	和歌山	和歌山市美園町3-32-1	073(431)6290
福島	福島市栄町10-21	024(521)1295	神戸	神戸市中央区御幸通4-2-20	078(222)7220
新潟	新潟市万代2-3-16	025(241)9515	鳥取	鳥取市今町1-103	0857(24)4233
水戸	水戸市三の丸1-4-73	029(226)1693	松江	松江市御手船場町伊勢宮565-8	0852(24)2165
宇都宮	宇都宮市大通り1-4-22	028(621)6463	岡山	岡山市幸町8-22	086(232)7020
さいたま	さいたま市中央区上落合1-12-16	048(854)9463	広島	広島市中区紙屋町1-2-29	082(247)5003
千葉	千葉市中央区弁天1-15-3	043(284)7955	山口	山口市泉町7-11	083(925)0999
東京	千代田区神田淡路町2-7	03(3255)1377	高松	高松市塩屋町10-1	087(821)0389
立川	立川市曙町2-35-2	042(525)9216	徳島	徳島市八百屋町2-7	088(622)5279
前橋	前橋市南町3-9-5	027(223)2316	松山	松山市三番町4-12-7	089(945)2335
長野	長野市南千歳1-15-3	026(226)3582	高知	高知市堺町2-26	088(825)0318
甲府	甲府市丸の内3-1-6	055(228)8335	福岡	福岡市中央区大名2-4-30	092(713)7318
横浜	横浜市西区北幸1-4-1	045(323)6211	佐賀	佐賀市駅前中央1-4-8	0952(29)8768
静岡	静岡市葵区呉服町1-1-2	054(252)3334	長崎	長崎市万才町3-5	095(824)2571
富山	富山市桜橋通1-18	076(432)2294	大分	大分市都町1-1-23	097(536)5043
金沢	金沢市高岡町2-37	076(232)0214	熊本	熊本市辛島町8-23	096(324)8740
福井	福井市中央3-6-2	0776(22)3282	宮崎	宮崎市広島1-18-13	0985(28)1199
名古屋	名古屋市中区錦3-23-31	052(971)7161	鹿児島	鹿児島市中央町12-2	099(252)3466
岐阜	岐阜市橋本町2-20	058(252)7513	沖縄	那覇市久米2-2-20	098(868)8950

2. そんがいほけん相談室

日本損害保険協会が全国13か所に設置しており、自動車保険および自賠責保険を含めて損害保険全般について、ご説明、ご相談および苦情の受付を行います。

中立の第三者機関による示談斡旋制度

損保ジャパンがお支払いする賠償保険金または損害賠償額について、ご不満が生じたときには、中立でしかも独立した次の機関をご利用いただくことができます。

1.財団法人日弁連交通事故相談センター

日弁連交通事故相談センターの相談所が次表の場所を含め全国（各弁護士会内等）に設置されており、専門の弁護士が交通事故に関するご相談や示談の斡旋を無料で行っています。

(示談の斡旋をしている主な相談所)

相談所名	所在地	電話番号
本部	東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館14階	03 (3581) 4724
札幌	札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館2階	011 (251) 7730
岩手	盛岡市大通1-2-1 サンビル2階 弁護士会内	019 (623) 5005
仙台	仙台市青葉区一番町2-9-18 弁護士会館内	022 (223) 7811
山形	山形市七日町2-7-10 NANA-BEANS 8階	023 (635) 3648
水戸	水戸市大町2-2-75 弁護士会館内	029 (221) 3501
栃木	宇都宮市小幡2-7-13 弁護士会内	028 (622) 2008
前橋	前橋市大手町3-6-6 弁護士会内	027 (234) 9321
埼玉	さいたま市浦和区高砂4-2-1 浦和高砂パークハウス1階 埼玉弁護士会法律相談センター内	048 (710) 5666
千葉	千葉市中央区中央4-13-12 弁護士会内	043 (227) 8530
東京	千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館3階	03 (3581) 1782
横浜	横浜市中区日本大通9 弁護士会内	045 (211) 7700
山梨	甲府市中央1-8-7 弁護士会内	055 (235) 7202
新潟	新潟市中央区学校町通一番町1 弁護士会内	025 (222) 3765
岐阜	岐阜市端詰町22 弁護士会内	058 (265) 0020
静岡	静岡市葵区追手町10-80 弁護士会内	054 (252) 0008
沼津	沼津市御幸町21-1 弁護士会支部内	055 (931) 1848
浜松	浜松市中区中央1-9-1 弁護士会支部内	053 (455) 3009
名古屋	[相談] 名古屋市中区栄4-1-1 中日ビル3階 栄法律相談センター [示談あつ旋] 名古屋市中区三の丸1-4-2 弁護士会館内	052 (252) 0044 052 (221) 7097
三重	津市中央3-23 弁護士会内	059 (228) 2232
京都	京都市中京区富小路通丸太町下ル 弁護士会内	075 (231) 2378
大阪	大阪市北区西天満1-12-5 弁護士会内	06 (6364) 8289
神戸	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー13階 兵庫県弁護士会分館内	078 (341) 1717
奈良	奈良市登大路町5 弁護士会内	0742 (22) 2035
岡山	岡山市南方1-8-29 弁護士会内	086 (223) 4401
広島	広島市中区基町6-27 広島そごう新館6階 紙屋町法律相談センター内	082 (225) 1600
高松	高松市丸の内2-22 弁護士会内	087 (822) 3693
愛媛	松山市三番町4-8-8 弁護士会内	089 (941) 6279
高知	高知市越前町1-5-7 弁護士会内	088 (822) 4867
福岡	福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル5階	092 (741) 3208
北九州	北九州市小倉北区金田1-4-2 北九州法律相談センター内	093 (561) 0360
佐賀	佐賀市中の小路4-16 弁護士会内	0952 (24) 3411
熊本	熊本市花畑町7-10 熊本市産業文化会館5階 熊本法律相談センター内	096 (325) 0009
鹿児島	鹿児島市易居町2-3 弁護士会内	099 (226) 3765
那覇	那覇市楚辺1-5-17 プロフェスビル那覇203号室	098 (835) 4343

2.財団法人交通事故紛争処理センター

この紛争処理センターでは、学識経験者および弁護士からなる審査員が無料で、被害者の正当な利益を守るため、公正な立場から和解の斡旋を行っています。

名 称	所 在 地	電話番号
本 部	東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル44階	03(3346)1756
札幌支部	札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館4階	011(281)3241
仙台支部	仙台市青葉区中央2-2-1 仙台三菱ビル4階	022(263)7231
名古屋支部	名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル24階	052(581)9491
大阪支部	大阪市中央区北浜2-5-23 小寺プラザビル4階南側	06(6227)0277
広島支部	広島市中区立町1-20 広島立町NOFビル5階	082(249)5421
高松支部	高松市丸の内2-22 香川県弁護士会館3階	087(822)5005
福岡支部	福岡市中央区天神1-9-17 ダヴィンチ福岡天神10階	092(721)0881
さいたま相談室	さいたま市大宮区吉敷町1-75-1 太陽生命大宮吉敷町ビル2階	048(650)5271
金沢相談室	金沢市本町2-11-7 金沢フコク生命駅前ビル12階	076(234)6650